

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

事業年度の中途において中小企業者等に該当しなくなった場合の中小企業投資促進税制の対象設備や特定生産性向上設備等を取得した特例適用関係について

〈内容〉

A社は電子機器の部品製造業を営む資本金2,000万円の中小企業ですが、今期（平成28年3月決算）の7月に2,000万円と、10月に1億円を増資して、中小企業者に該当しなくなりました。なお、今期の9月までにおいて、租税特別措置法第42条の6の中小企業投資促進税制や生産性向上設備投資促進税制の対象設備を取得し、事業の用に供しています。

このような場合、A社の今期の中小企業投資促進税制や生産性向上設備投資促進税制の特例の適用はどのようになるのでしょうか。

『答』

A社の今期の7月までの期間内に取得等をし、指定事業の用に供した中小企業投資促進税制の特定機械装置等や生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備等については、租税特別措置法第42条の6第1項（特別償却）、第2項（即時償却）、第8項（税額控除）の適用が認められます。

また、租税特別措置法第42条の6第8項（税額控除）を適用する場合は、7月までの期間内（つまり、特定中小企業者等に該当していた期間内）に取得供用したものについては10%の税額控除が認められます。

（解説）

1 平成26年度改正により、中小企業投資促進税制が拡充され、中小企業者等が従来からの制度の対象である中小企業投資促進税制の「特定機械装置等」のうち、生産性向上設備投資促進税制の対象である「特定生産性向上設備等」に該当するものを取得等した場合には、「上乘せ措置」の適用を受けることができます。

すなわち、中小企業者等が、産業競争力強化法の施行の日（平成26年1月20日）から平成29年3月31日までの間に、特定機械装置等で特定生産性向上設備等に該当するものを取得等してこれを国内にあるその中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（平成26年4月1日以後に終了する事業年度に限る。）

において、その特定生産性向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）と税額控除限度額（その取得価額の7%（特定中小企業者等は10%）相当額をいう。）の税額控除との選択適用ができる（措置法42の6②、⑧）とされました。

つまり、特定機械装置等に該当した場合には、特別償却は取得価額の30%が、税額控除は特定中小企業者等に限って取得価額の7%が限度として適用となるところ、特定機械装置等に該当し、さらにそれが特定生産性向上設備等にも該当した場合には、特別償却は即時償却までの70%が、税額控除は中小企業者等にあっては7%が、特定中小企業者等にあっては10%までの3%が上乗せ適用できることとなり、これがいわゆる「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」と言われるものです。

2 ところで、従来の中小企業投資促進税制においても法人が事業年度の中途において増資を行ったこと等により中小企業者等に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した特定機械装置等については、この特例制度の適用を認める取り扱いがなされていました。

そこで、この「中小企業投資促進税制の上乗せ措置」、つまり、生産性向上設備投資促進税制の対象である「特定生産性向上設備等」についても、改正前の中小企業投資促進税制の「特定機械装置等」の取扱いと同様に取り扱うこととされ、法人が事業年度の中途において増資を行ったこと等により中小企業者等に該当しないこととなった場合において、その該当しないこととなった日前に取得等をして指定事業の用に供した特定生産性向上設備等については、この特例措置の適用があることとされました（措置法通達42の6-1の1）。

3 なお、対象資産である工具、器具及び備品又は一定のソフトウェアが特定生産性向上設備等に該当するかどうかについては、同一事業年度内における取得価額の合計額が一定額以上でなければならないといった基準（以下「合計規模要件」といいます。）が設けられていますが、同一事業年度内に特定中小企業者等に該当する期間と特定中小企業者等以外の中小企業者等に該当する期間があるときには、特定中小企業者等に該当する期間と特定中小企業者等以外の中小企業者等に該当する期間とそれぞれの期間ごとにこの合計規模要件を満たす必要があるのではなく、その判定に当たっては、特定中小企業者等に該当していた期間と特定中小企業者等以外の中小企業者等に該当していた期間とを通算して、中小企業者等に該当していた期間全体を通じて取得等をして指定事業の用に供したものの取得価額の合計額により行うことになります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。